

**広島地方最低賃金審議会**  
**第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

開催日時	令和4年10月24日（月）9時46分～12時30分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階 5号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況等について説明を行った。その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員からの提示額 32 円と使用者代表委員からの提示額 21 円について、労働者代表委員及び使用者代表委員に再び金額提示を求め、労働者代表委員は提示額の変更なし、使用者代表委員は 21 円から 25 円に提示額を変更した。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額 924 円を 29 円引き上げて 953 円とする公益案を提示し、採決の結果、労働者側反対で結審となった。</p> <p>発効日は 12 月 31 日とすること及び 11 月 1 日に開催予定の第 545 回本審で部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定</p> <p>第 545 回本審 11 月 1 日（火）午前 10 時 00 分～ （異議申出があった場合）</p> <p>第 546 回本審 11 月 17 日（木）午前中</p>			